

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前						
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）						
施設の利用				1単位当 たりの使 用料の額	施設の利用				1単位当 たりの使 用料の額		
項目		単位			項目		単位				
略					略						
3	おやつ		1食	<u>50円</u>	3	おやつ		1食	<u>140円</u>		
略					略						
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）						
施設名	項目			1回当 たりの使 用料の額	施設名	項目			1回当 たりの使 用料の額		
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1	予防接種		<u>4,160円</u>	鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1	予防接種		<u>4,060円</u>		
		(4) 三種混合					(4) 三種混合				
		略					略				
	2	虫歯予防フッ素塗布		<u>1,250円</u>		2	虫歯予防フッ素塗布		<u>1,220円</u>		
(8) 風疹		略		(8) 風疹			略				
略					略						
別表第3（第5条関係）					別表第3（第5条関係）						
施設名	施設の利用			1単位当 たりの使 用料の額	施設名	施設の利用			1単位当 たりの使 用料の額		
	項目		単位			項目		単位			
略					略						
鳥取 県立 総合	2	光熱水	短期入所の利用 の場合	1日	320円	鳥取 県立 総合	2	光熱水	短期入所の利用 の場合	1日	320円

療育 センター	費				
3	薬 剤容 器	(1) 投薬瓶	略		
			100ミリリ ットル	30円	
			200ミリリ ットル	40円	
		(2) 軟膏容器	20グラム	10円	
			30グラム	20円	
			略		
略					
4	お むつ	略			
5	衛 生器 具	略			
		(3) 栄養カテ ーテル	8 フレン チサイズ	110円	
		(4) カテーテ ルチップ	20ミリリ ットル	70円	
		(5) 注射器	略		
			10ミリリ ットル	10円	
			略		
		略			
		(8) 経腸栄養 セット	1組	1,260円	
		略			
		(11) ネラトン カテーテル	略		
			12フレン チサイズ	40円	
		(12) アルコー ル綿花	100グラム	150円	
			200グラム	190円	
		(13) 人工鼻	カニュー レ用	540円	
呼吸器用	630円				
(14) カラー注 射器	1 ミリリ ットル	10円			
	2.5ミリリ ットル	10円			
	5 ミリリ ットル	10円			
6	歯 ブラシ	略			
		スポンジ	20円		
7	ク リー ニン	略			
		(4) 靴下	1組	10円	

療育 センター	費				
3	おやつ	1食	140円		
4	薬 剤容 器	(1) 投薬瓶	略		
			100ミリリ ットル	40円	
			200ミリリ ットル	50円	
		(2) 軟膏容器	20グラム	20円	
			30グラム	30円	
			略		
略					
5	お むつ	略			
6	衛 生器 具	略			
		(3) 栄養カテ ーテル	8 フレン チサイズ	150円	
		(4) カテーテ ルチップ	20ミリリ ットル	80円	
		(5) 注射器	略		
			10ミリリ ットル	20円	
			略		
		略			
		(8) 経腸栄養 セット	1組	1,650円	
		略			
		(11) ネラトン カテーテル	略		
			12フレン チサイズ	40円	
7	歯 ブラシ	略			
		スポンジ	30円		
8	ク リー ニン	略			
		(4) 靴下	1組	10円	

	グ		
	8 付添用寝具	1日	130円
略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保護者の負担の軽減措置が講じられる場合における使用料の額の特例)

2 政令第50条の6の規定による負担上限月額軽減措置が講じられる場合においては、第3条第1号中「次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者」とあるのは「政令第50条の6の規定による軽減措置（以下「軽減措置」という。）を受ける者」と、「同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者」とあるのは「軽減措置を受ける者」と、「同表の右欄に掲げる額」とあるのは「軽減措置後の負担上限月額に相当する額」と、別表第1中「又は市町村民税非課税世帯」とあるのは「市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割額（政令第50条の6第2項第1号の規定により算定した市町村民税の所得割の額をいう。）が28万円未満の世帯」とする。

(日中一時支援による食事の提供についての支援が行われる場合における使用料の額の特例)

3 日中一時支援（障害者自立支援法第77条第1項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害者等を対象とする活動の場の提供、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供についての支援が行われる場合（次の各号に掲げる利用の場合に限る。）においては、当該支援に係る食事の提供についての使用料の額は、第4条又は第5条第2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる利用の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表第1の1の項の(2)に掲げる利用の場合 同項の(2)により算定した額から日中一時支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額

(2) 別表第3の鳥取県立総合療育センターの項の1の(5)に掲げる利用の場合 同項の1の(5)により算定した額から日中一時支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額

	グ		
略			

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。